

各案件の協議を要する関係行政機関の一覧

関係省庁	要協議案件 地方	公園区域、公園計画及び公園計画に基づく事項							保護規制計画関連事項											備考		
		公園指定又は区域の	場変(変更は削除)	公園計画の決定又は	特別地域の指定又は	又は保護地区の指定	又は公園地区の指定	又は利用調整地区の指定	又は施設地区の指定	木竹損傷規制区域の	汚水又は廃水の排出	採取等規制植物の指	区域の指定	植栽等規制植物及び	捕獲等規制動物の指	放出規制動物及び区	立入り規制区域の指	乗入れ規制区域の指	車馬使用規制道路の		捕獲等規制動物の	及び動力船使用規制区域
内閣府																						沖縄県の場合に限る。
	沖縄総合事務局																					"
警察庁																(通知)						
	都道府県公安委員会																	(通知)				協議に加え、指定時に通知を行う。
財務省																						
	財務局																					財務省所管国有地に係る場合に限る。
文部科学省		1	1	1	1			2	1													1は、文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物又は文部科学省所管国有財産に係る場合に限る。 2は、1又は埋蔵文化財が含まれる場合に限る。
	都道府県教育委員会																					文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物又は文部科学省所管国有財産に係る場合に限る。
農林水産省																						「集団施設地区の指定又は区域の拡張」については、国有林等農林水産省所管国有地に係る場合に限る。
	地方農政局																					北海道の場合を除く。 (*1)「集団施設地区の指定又は区域の拡張」については、農林水産省所管国有地に係る場合に限る。
	森林管理局																					国有林に係る場合に限る。

関係省庁 地方	要協議案件	公園区域、公園計画及び公園計画に基づく事項							公園計画関連事項											備考
		の公園 拡張 指定 又は 区域	除は公 園の変 更計 画の 決定 又は 削	は特 別区 域の 指定 又は 区域	定特 別又 は保 護地 域の 区 画の 指 定	定海 又は 公園 区域 の区 画の 指 定	定利 又は は調 整地 域の 区 画の 指 定	定集 又は は施 設地 域の 区 画の 指 定	の木 竹損 傷規 制区 域	出汚 水又 は廃 水の 排	指採 取等 規制 植物 の	び植 栽等 の規 制植 物及	指捕 獲等 規制 動物 の	区放 出規 制動 物及 び	指立 入り 規制 区域 の	指乗 入れ 規制 区域 の	の車 馬使 用規 制道 路	の捕 獲等 規制 動物	域動 力船 使用 規制 区	
経済産業省																				
経済産業局																				
国土交通省															*2 *3					「集団施設地区の指定 又は区域の拡張」につ いては都市計画区域に 係る場合に限る。
地方整備局															*2 *3					北海道の場合を除く。
北海道開発局															*2 *3					北海道の場合に限る。
地方運輸局															*2 *3					
管区海上保安本部																				海面に接する公園の場 合に限る。
防衛省																				
防衛局																				

備考

- (1) この表において、要協議案件の欄ごとに 印が付されている関係行政機関の長と協議を行うこととする。
 - (2) 公園区域の削除については、協議を要することとしないが、公園区域の拡張の際に協議対象となっている関係行政機関に対し、必要に応じて情報提供を行うこと。
 - (3) 公園計画のうち、保護又は利用のための施設計画の決定又は変更については、関係省庁が当該施設を所管・監督する場合（例えば道路法に基づく道路 国土交通省（地方整備局）、道路運送法に基づく一般自動車道 国土交通省（地方運輸局）、又は当該施設を設けようとする土地を所有する場合）に限って協議するものとする。
ただし、これ以外の場合であっても、当該施設が文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物に係る場合にあつては文化庁（都道府県教育委員会）に対して、当該施設が動物繁殖施設である場合にあつては農林水産省（地方農政局、森林管理局）に対して協議するものとする。
 - (4) 公園計画のうち生態系維持回復計画の決定又は変更については、生態系維持回復事業の区域に、河川法第6条第1項に規定する「河川区域」、同条第2項に規定する「高規格堤防特別区域」、同条第3項に規定する「樹林帯区域」及び同法第54条に規定する「河川保全区域」、海岸法第2条第2項に定義する「一般公共海岸区域」及び同法第3条に規定する「海岸保全区域」、砂防法第2条で指定する土地、地すべり等防止法第3条に規定する「地すべり防止区域」及び同法第4条に規定する「ばた山崩壊防止区域」、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に規定する「急傾斜地崩壊危険区域」、並びに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に規定する「土砂災害警戒区域」又は同法第9条に規定する「土砂災害特別警戒区域」が含まれる場合に限って、国土交通省（地方整備局又は北海道開発局）に協議するものとする。
- *1 北海道にあつては、土地利用基本計画の変更を伴う場合は、地方農政局を農林水産省農村振興局（農村政策課）と読み替える。
 - *2 離島振興対策実施地域、奄美群島及び小笠原諸島において指定するもの。
 - *3 河川区域又は海岸保全区域若しくは一般公共海岸区域と重複又は隣接する場合は、河川管理者又は海岸管理者と協議するものとする。